

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成25年12月5日(木)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	安藤洋一
	委員	水野智見	委員	伊藤俊一
	委員	中村英子	委員	奥田信宏
	委員	大原龍彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	上水道 下部長	絹川靖夫	下水道課長	加藤和己
	水道課長	佐藤正樹		
職務のため 出席した者	議長	高阪康彦	議事 事務局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第58号 蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について			

○委員長 黒川勝好君

皆さん、ご苦労さまでございます。

定刻になりましたので、ただいまより防災建設常任委員会を開催させていただきます。

お手元に、請求のありました議案第58号の資料が配付してございますので、よろしくお願  
いいたします。

それでは、本委員会に付託されております案件は、本日は1件でございます。慎重に審査  
をお願いいたしたいと思えます。

審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされますようお  
願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願  
いいたします。

それでは、議案第58号「蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について」を議題といたし  
ます。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

資料につきまして説明させていただきます。

○委員長 黒川勝好君

お願いいたします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

失礼します。平成25年12月議会、議案第58号請求資料でございます。水道料金・下水道使  
用料新旧対照表でございます。これは2カ月分の水道・下水料金早見表でございます。それ  
で、ゼロから20につきましては基本料金でございます。水道の話になりますと、20のところ  
を見てください。旧の5%のときは2,415円で、8%になりますと2,484円、69円上がります。  
それから、下水道使用料の話でございますが、今2,310円が8%になりますと2,376円、66円  
のアップでございます。水道と下水道接続しますと、4,725円が4,860円で135円のアップで  
ございます。

一番下の50立米をお願いいたします。いつも説明会で、一般家庭における使用料は2カ月  
で50立米が基本となりますのでこの話をさせていただきます。水道料金の場合、50立米、ゼ  
ロから20につきましては、先ほど言いました2,415円、足すことの、ここから上につきまし

では超過料金になります。21から40については160円でございます。これを、20掛ける160円掛ける1.05にしますと3,360円でございます。また、次も超過料金になりまして、41から80につきましては180円でございます。今までで40になりましたので、あと10残っていますので、10掛ける180掛ける1.05は1,890円でございます。合計しまして、2,415円、3,360円、1,890円を足しますと7,665円になりますので、よろしく願いいたします。

裏面をお願いいたします。

51から100、110、200、500と早見表をつけておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3ページをお願いいたします。

少量使用者への給水状況等についてでございます。これは、平成24年度の決算書を参考に作成させていただきました。平成24年度給水人口3万6,117人、2、平成24年度給水件数1万2,259、一般家庭でございます。それから、3番、平成24年度年間給水量403万2,124立米でございます。平成24年度総年間の件数でございますが、これは先ほど言いました給水件数に6期分が掛けてあります。2カ月ごとでございますので、6期掛けますと7万3,553件でございます。

次に、平成24年度少量使用者の給水量でございます。ゼロにつきましては5,356、使用量はもちろんゼロでございます。税抜きの金額1,231万8,800円、全体比率の7.3%でございます。1から5が4,726、使用水量でございますが1万2,383、お金にしまして税抜きでございますが1,086万9,800円、6.4%でございます。6から10が4,684で、使用量3万7,820、金額にしまして1,077万3,200円で6.4%でございます。したがって、ゼロから10が全体の20.1%でございます。お金につきましては3,396万1,800円でございます。次に、11から15、16から20については、ごらんとおりでございます。合計いたしまして、ゼロから20立米の基本料金のみのあはれは34%を占めるパーセンテージでございます。

次に、5番、基本料金を10立米まで1,150円とした場合、これは先ほどの基本水量の半分にした場合です。ゼロから10は、件数、小計にありますように1万4,766で、税抜きでいいまして1,698万900円でございます。先ほどの小計の3,396万1,800円の2分の1でございます。次に、11から15につきましては5,134、使用量6万6,989で840万7,940円でございます。これにつきましても、前の数字を見ていただきますと若干下がります。それから、16から20につきましては5,093、9万1,680の、お金にしまして1,237万6,950円でございます。トータル3,776万5,790円でございます。これを先ほどの24年度の合計から引きますと、5,748万3,900円から3,776万5,790円を引きますと、1,971万8,110円の減収になります。また、16立米以上につきましては、実施した場合値上げになります。それで、この分については、若い夫婦、子育て真っ最中の方が入りますので多分負担がかかります。それから、平成20年度に料金改定を、現時点では何とか健全な経営をしておりますので、まとめて、そうしまして採算度外視で営業できませんので、その点よろしく願いいたします。

それからまた、名古屋市につきましては、基本料金20立米から12立米に引き下げをしまして、水道料金改定をしました。これは平成22年10月からしました。これで給水料金の引き下げによりまして5億円ほどの減収になったそうです。職員が四苦八苦して苦勞していることを聞いております。

次に、裏面をお願いします。

6番、料金の基準、基本料金、使用水量の有無にかかわらず、負担していただく料金でございます。従量料金、使用水量の増減に応じて負担していただく金額でございます。下をちょっと読ませさせていただきます。水道事業の経費には、いつでも安心でおいしい水を供給できる体制を維持するために、固定的にかかる経費と給水量の増減に応じて変動する経費があります。基本料金の水準は、固定的にかかる経費を賄うことができるように設定されています。固定的にかかる経費とは、検針や料金収納、これは納付書の発行とかお金を扱う業務でございます。それから、メーター設置につきましても、計量法に基づきまして検定を受けてから8年を経過するとメーターを交換しています。それと水道施設の維持管理などがかかります。たとえ使わなくても、こういうような仕事はありますので、その辺よろしく願いいたします。

また、従量料金は薬品費や動力費など、給水量に応じて変動する経費を賄えるように設定されています。たくさん使うほど単価が高くなる仕組みでございますが、これはお客様に節水していただく目的でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

それから、委員長、前、林さんから出ておりますよね。その内容をちょこっとしゃべらせてもらってよろしいでしょうか。

○委員長 黒川勝好君

お願いします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

日本共産党の委員長の林英子様から、少量使用者の水道料、下水道使用料の基本料金の値下げを求める陳情書が23年5月25日付で出ております。その当時、議長でありました黒川様に出ておまして、防災建設常任委員会で所管事務調査をされました。それが平成23年6月8日でございます。このときの内容は、第1回の委員会において陳情の内容を深く理解することにとどめるということで、再度23年9月8日に2回目を行いました。

それで、質問内容でございますが、こういうことを扱うと使用料の減収はどれぐらいあるかということの話がありました。3,000万ぐらい減収になると。それが、ただし、下水道と

かなんかは配慮していないデータでございます。

それからもう一つ、少量使用者の方に納得してもらうために、はっきりとした回答をしてほしいという質疑がありました。これにつきましては、少子高齢化で人口が減少する中、ミネラルウォーターの普及や節水意識の高まり、下水の供用開始などにより減収となることが予想され、平成26年、27年には赤字になる見通しである。27年の料金改定の段階において、今後の下水の供用開始を含め水道事業の資本投資など再度精査いたしまして、必要な金額を加味して料金改定を行っていきたい。ただ、水道事業の根本である基本料金に関しては、現段階で見直す考えはないと報告を受けました。

以上の報告から、本会議で委員会を代表しまして奥田委員のほうから、下水道の供用開始や水道事業の資本投資など、水道事業収益の減収は目に見えており、また、3年後には事業収益が赤字になることが予想され、値上げをしなくてはいけない状況の中で、現在直ちに水道料金を値下げすることは困難であると考えられる。ただし、料金改定時には料金体系について、現在の20立米から下げること視野に入れることを要望するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

ただいま補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ございませんか。

副委員長、ちょっとかわっていただいてよろしいですか、発言させていただきます。

○副委員長 安藤洋一君

それでは、かわります。

○委員 黒川勝好君

それでは、給水状況等についての少量使用者についてお聞きいたします。これは、ゼロからの計算、4番の少量使用者で、これは立米幾らの計算でここへ出ておるわけですか。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

基本料金は単価115円です。その20掛ける消費税1.05で2,415円、今度変わりますと2,484円になります。

○委員 黒川勝好君

すると、この計算も115円で計算式が出ておるわけですか、金額が。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

もちろんそうです。掛ける20掛ける1.08になります。

○委員 黒川勝好君

今も、これ見せていただきますと、全体の34%が基本料金の中でおさまった水量でなっておる。特に10立方、半分の中で2割、20.1%の方が10立方以下だということがここではっきりと出ておるわけですね。先ほども絹川次長からきちんとした説明はいただきました。以前

も、たしか共産党の林さんから、改定ではなくて、もう少し基本料金の数字を下げてくださいという話もあったと思います。今回こういうふうには基本料金の改定ではなくて、これは消費税の改正のための値上げみたいなことになりますから、これはいたし方がないと思うんですけども、消費税というのは、皆さんもご承知のとおり、高額所得者も所得の少ない人も一律かかる消費税でありまして、非常に不公平だという言い方もされる方もいます。それで、今回8%に、また再来年ですか、再来年にはまず間違いなく10%ということになってくると思いますものですから、1人でお住まいの方とか低所得者の方たちに対しましては、また非常に厳しい料金の上乗せになってくると思うんですね。

ですから、できれば今も給水基本水量を、できたらこの半分ぐらい、10立方までは基本にして、それから1立方刻みとか、そういう形でやっていただきたいというのが私個人の意見でして、こういうときしか、こういうのをさわるときもなかなかないと思うものですから、今後使用料の関係でまた料金も上がってくるようなことも言われますけれども、そういうことになってくると、非常に消費税と絡んでくると大変なことになってきます。また、下水道も入ってきておりますので、今。今までの倍払っていかなあかんわけですよ。ですから大変なものですから、できれば少しでも負担の少ないようなやり方を願います。これ、単純計算していただきまして、これはあれですか、基本量を幾らにした場合の計算ですか、一番最後に出ているのは。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

10までが半分にしましたもので、11から超過料金としまして立米160円で計算しました。そうすると、今言った16から、平成24年度に料金改定した分、お金をいただかなきゃ経営できませんので、ずっとそのあとの人が料金の値上げになるわけでございますので、計算上は。

○副委員長 安藤洋一君

いいですか、じゃ、お返しします。

○委員 黒川勝好君

いや、もうちょっと質問するんですけども、ということは、10立方までは基本料金で、10立方以上を160円で掛けてということになってくると、先ほどの説明で16から20ぐらいの人が余計高くなっちゃうということですよ。ですから、160円掛けんでも、その間に115から120か130掛ける間、いろいろやり方あると思うんですけども、そこら、ただ160で掛けた計算ですので、そういうことになると思うんですが、2,000万というのは非常に大きいですよね。これ消費税だけだと、この間の説明だと600万でしたか、3%上げて600万の負担がかかってくるということを言われたですけども、私としても、できることなら、もうちょっと段階を、基本量を少なくしていただきたいというのが本当の気持ちですけども、なかなか難しいような、ですけども今後の課題としてひとつお願いしたいと思うんですが。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

今、黒川委員が言われたように、26年4月1日から8%になります。それから2段階で27年10月1日から、料金の消費税アップ10%になりますので、そのときには今言いました基本体系も含めて慎重に検討し、名古屋市のこともありますので、そこら辺が減収にならないように調整していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 黒川勝好君

それでは、戻していただきます。

○副委員長 安藤洋一君

お返しします。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

○委員 奥田信宏君

減免措置についてお聞きしていきたいんですが、蟹江町、要するに減免措置を私も条例以外で一生懸命探しておったんですが、蟹江町が行った減免措置によって通知があったときは速やかにという条例になっていますよね。それで今、例えば消費税が上がる場合に減免措置を受けられる方が一番こたえるのか、減免措置を継続でそのまま切りかえてしまうのか、蟹江町から通知はタイムラグがあるのか、それとも、値上げしてもそのまますっとなってしまおうとか、減免措置の取り扱いと、それから今、減免措置が町から通知されて、減免措置の戸数、何件ぐらいおありになるのか、そこら辺がわかったら教えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○水道課長 佐藤正樹君

減免措置で出されているのは、年間約5件ほどです。

○委員 奥田信宏君

私、ちょっと誤解していた。生活保護なんか出すときに、減免措置がある程度つくんじゃないかという気がしておったんですが、それは取り扱いが全然違うものですか。町そのものが通知を、減免措置をしなさいというと、生活保護なんか受けている人は減免措置が受けられるんじゃないかね、効率的にいうと。どんなものでしょうね。

○副町長 河瀬広幸君

減免措置につきましては、生活保護につきましては生活する基準ということで、生活保護の中に水道料金が……

(「それは入っていますね」の声あり)

入っています。ですから、減免措置はまた別の形になると。

○水道課長 佐藤正樹君

今5件と言いましたのは、家庭内で漏水が起きたときの減免だと思ひまして5件と言いましたが、それは全く違います。失礼しました。

○委員 奥田信宏君

そうしたら、今、実際の水道の減免、町からの通知によって減免を受けている世帯はないということ。

○水道課長 佐藤正樹君

ないです。

○委員 奥田信宏君

もともとこの条例というのは、どういう目的で設定されている。私は読んだときに、今の生活保護だとか所得だとか、今も黒川委員長が言ってみえたけれども少量の、使わないとかいろいろな方の少量使用者のことも絡めて減免措置がどこかでとれるんじゃないかなという感覚でお聞きしていたんです。そうすると、減免措置を出せる、通知をするというのはどういふ場合に出すんですか、基本的な……。

○水道課長 佐藤正樹君

災害が起きたときとか、あと漏水なんかもそうですし、本管が工事やりますと最初は濁りますので、それがひどいときですと、そこで減免ということはやっております。赤水が出たときですね。

○委員 奥田信宏君

すみません、たびたびで。それは水道のほうで修繕とかいろいろなものを絡めるのに近い話なので、私聞いているのは、町が減免の通知を出す対象というのは、どういうのを対象として条例をつくったかというのを、河瀬副町長さん……。

○副町長 河瀬広幸君

対象は、一番大きなものは災害とか緊急事態のときに、そういう人たちを逆に町が決定しているという理解になると思いますので、基本はやっぱり災害時等の想定ですが。

○委員長 黒川勝好君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の方の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号「蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。  
なお、委員長報告の作成につきましては私にご一任を願います。  
これで、防災建設常任委員会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

(午後 1時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 黒川勝好